

# 法人市民税の税率について（お知らせ）

## 1 法人税割の税率

（１）平成 26 年 9 月 30 日までに開始した事業年度： 12.3%

（２）平成 26 年 10 月 1 日以降に開始した事業年度： 9.7%

※引下げ分については、法人税と同様の期限に国（税務署）へ申告及び納付する制度（地方法人税）が創設され、地方に配分するためのお金（地方交付税）とすることで、地方ごとの財政力の格差を是正します。

## 2 均等割の税率

政令指定都市移行に伴い、平成 17 年 4 月 1 日以降に開始される事業年度から、均等割は区ごとに課税されます。

資本金等の額	区内の従業者数	税率（年額）
50 億円を越える法人	50 人超	300 万円
	50 人以下	41 万円
10 億円を越え 50 億円以下である法人	50 人超	175 万円
	50 人以下	41 万円
1 億円を越え 10 億円以下である法人	50 人超	40 万円
	50 人以下	16 万円
1 千万円を越え 1 億円以下である法人	50 人超	15 万円
	50 人以下	13 万円
1 千万円以下の法人	50 人超	12 万円
上記に掲げる法人以外の法人等		5 万円

（注）「資本金等の額」とは、地方税法第 292 条第 1 項第 4 号の 5 に規定する資本金等の額をいいます。なお、平成 27 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度から、資本金等の額が資本金の額及び資本金準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合は「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額」とします。

静岡市役所 財政局税務部 市民税課 法人課税係（法人市民税担当）

TEL (054) 221-1039 (直通) FAX (054) 221-1033

〒420-8602 静岡市葵区追手町 5 番 1 号 ※市役所あて郵便物は郵便番号と静岡市役所・課名で届きます。